

(案)

第五次地域管理経営計画 第一次変更計画書

(釧路根室森林計画区)

計画期間

自	平成29年4月	1日
至	平成34年3月	31日

策定年月日：平成29年3月27日

第一次変更年月日：平成30年3月 日

北海道森林管理局

釧路根室森林計画区の第五次地域管理経営計画の変更について

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第6条第9項に基づき変更する。

- 1 「保護林制度の改正について」（平成27年9月22日付け27林国経第49号林野庁長官通知）に基づき、保護林の簡素で効率的な管理体制の構築の必要性等を踏まえた、制度の改正と、保護林区分の見直しによる再編を行う。

なお、本変更計画は、平成30年4月1日から適用する。

【変更項目及び頁】

- 2 国有林野の維持及び保存に関する事項
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項 …………… (17) 1

別冊 各機能類型に応じた管理経営の指針

- 2 自然維持タイプ
イ 伐採について …………… (指針4) 2
ウ 施設の整備 …………… (指針5) 2
エ 保護・管理 …………… (指針5) 2
オ 保護林の取扱い …………… (指針5) 2

注1： () 書きは、釧路根室森林計画区の第五次地域管理経営計画書の頁である。

- 2： 本文については、変更等を行う項目に係る部分を掲載しており、文中の下線部が変更等の箇所である。

【現行計画】

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

保護林

種 類	箇所数	面積 (ha)
森林生態系保護地域	1	22,724
森林生物遺伝資源保存林	—	—
林木遺伝資源保存林	12	153
植物群落保護林	10	6,073
特定動物生息地保護林	6	5,954
特定地理等保護林	—	—
郷土の森	—	—
総 数	29	34,903

【変更計画】

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

保護林

種 類	箇所数	面積 (ha)
<u>森林生態系保護地域</u>	<u>1</u>	<u>22,704</u>
<u>生物群集保護林</u>	<u>5</u>	<u>8,370</u>
<u>希少個体群保護林</u>	<u>21</u>	<u>3,810</u>
総 数	<u>27</u>	<u>34,903</u>

【現行計画】

2 自然維持タイプ

ア 施業方法 省略

イ 伐採

(ア) 省略

(イ) 省略

(ウ) 省略

(エ) 歩道等の軽微な施設又は森林生態系保護地域（保全利用地区）の設定趣旨に反しない範囲で森林レクリエーションの場等として活用を行うのに必要な道路、建物等の施設の予定地上又は当該施設の利用に支障のある木竹の伐採

(オ) 省略

(カ) 省略

ウ 施設の整備

(ア) 省略

(イ) 省略

(ウ) 保護林については、保護林設定の目的を損なわない範囲において、必要に応じ、自然観察教育のための施設の設置を行う。

エ 保護・管理

巡視に当たっては、特に、希少な野生生物の生育・生息の状況及びその環境の把握に努める。

また、保護林については、必要に応じてモニタリング、森林火災警防等の巡視活動、普及啓発活動を行う。

オ 保護林の取扱い

上記ア～エによるほか、次に掲げる保護林の種類別に取り扱うことを基本とする。

(ア) 森林生態系保護地域

i 保存地区の森林については、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねる。

ii 保全利用地区の森林については、原則として保存地区と同質の天然林とし、木材の利用を目的とする森林施業は行わない。

iii 保全利用地区においては、自然条件等に応じて、森林の教育的利用、大規模な開発行為を伴わない森林レクリエーションの場として活用を行うものとし、このために必要な道路、建物等の施設は、保全利用地区の設定趣旨に反しない範囲で設置することができる。

(イ) 森林生物遺伝資源保存林

原則として伐採は行わないこととする。

(ウ) 林木遺伝資源保存林

- i 原則として伐採は行わないが、保存対象樹種の特性及び更新の状況から、保存対象樹種の安定的かつ恒久的な存続を図るため必要な場合は、枯損木及び被害木の除去を中心とした弱度の択伐を行う。
- ii 更新は、原則として天然更新によるものとし、保存対象樹種の特性を勘案して、必要に応じ更新補助作業を行う。人工下種及び植込みを行う場合は、当該保存林から採取した種苗を用いる。

(エ) 植物群落保護林

- i 極盛相にある植物群落を対象とする場合、原則として人手を加えないこととするが、遷移の途中相にある植物群落を対象とする場合は、必要に応じ、その現状の維持を目的とした伐採を行うことができる。この場合の伐採及び搬出に当たっては、保護の対象とする植物を損傷しないよう特に留意する。
- ii 保護の対象とする植物群落が衰退しつつある場合であって、更新補助作業又は保育を行うことが当該植物群落の保護に必要なかつ効果的であると認められるときは、植込み、下刈、除伐等を行う。

(オ) 特定動物生息地保護林

- i 原則として伐採は行わないが、必要に応じ、保護の対象とする動物の繁殖又は生息に適した環境を造成することを目的とした施業を行うことができる。
- ii 伐採及び搬出に当たっては、保護の対象とする動物の繁殖時期を避ける。

(カ) 特定地理等保護林

現状の維持を図る。

(キ) 郷土の森

郷土の森ごとに定める保護・管理及び利用に関する計画に基づき、「郷土の森保存協定」に従って、必要な施業（伐採、更新、保育、間伐）を行うこととする。は生息に適した環境を造成することを目的とした施業を行うことができる。

【変更計画】

2 自然維持タイプ

ア 施業方法 省略

イ 伐採

(ア) 省略

(イ) 省略

(ウ) 省略

(エ) 歩道等の軽微な施設の予定地上又は当該施設の利用に支障のある木竹の伐採

(オ) 省略

(カ) 省略

ウ 施設の整備

(ア) 省略

(イ) 省略

(ウ) 削除

エ 保護・管理

巡視に当たっては、特に、希少な野生生物の生育・生息の状況及びその環境の把握に努める。

オ 保護林の取扱い

保護林の具体的な取扱いについては、「保護林制度の改正について」(平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知)及び「保護林設定管理要領」並びに各保護林管理方針書による。